

中国国民党史の時期区分について

味 岡 徹

On Periodic Divisions in the History of the Chinese Nationalist Party _____

This coming November (1994) will mark exactly 100 years since the formation of the Xing-zhong Hui (興中會), the forerunner of the Zhong-Kuo Kuomintang (中國國民黨), or the Chinese Nationalist Party (CNP). It once governed mainland China; later, only Taiwan and neighboring islands and straits remained under its jurisdiction, but, supported by economic development, the party has maintained much the same condition for the past 45 years.

How should we look upon the history of this party which has held a sustained position in East Asian history? With this question in mind I have, in this article, conducted a study of periodic divisions in CNP history with the purpose of placing the hundred years' history within the framework of modern Chinese history.

This article is made up of two chapters. The first is an assessment of the results and problems presented by two studies, namely¹⁾ the history of the CNP (1920 to recent times) from the CNP point of view, and²⁾ the full-scale research now under way in mainland China. The second chapter will be an exposition of the bases of transitional change within the party from the viewpoint of stressing the importance of the principles underlying CNP political behavior, under the following headings: 1) principles, party platform, 2) problems of government, 3) acquisition and loss of political power, 4) administrative structure, 5) organization and leadership structure. Based on these considerations I then proposed a method of dividing the history of the CNP into the following 9 periods:

- 1) Nov. 1894—Feb. 1912 : Formation of the Revolutionary organization and the Anti-Manchu Revolutionary Movement (反清革命運動)
- 2) March 1912—June 1914 : Opening of the Tong-Meng-Hui (同盟會) to the public and collapse of the parliamentarism of the CNP
- 3) July 1914—Dec. 1923 : Formation of the Chinese Revolutionary party (中華革命黨) followed by alteration of the name to CNP and reorganization
- 4) Jan. 1927—June 1928 : First National Congress (一大會) and Northern Expedition (北伐)
- 5) June 1929—Sept. 1931 : National unification and struggle for power within the party
- 6) Sept. 1931—Aug. 1945 : Japanese invasion of Manchuria, and the Anti-Japanese War
- 7) Aug. 1945—Dec. 1945 : Post-war civil war and loss of political power
- 8) Dec. 1949—Oct. 1971 : Authoritarian government in Taiwan
- 9) Oct. 1971—1994 : Transition to democratization of government

はじめに

中国国民党は、その前身「興中会」の結成から数えて、今年（1994年）の11月でちょうど100年になる。かつて中国大陸を統治し、その後台湾とその周辺の島嶼のみを支配するようになったが、そのような状態で45年間存続し、経済の発展にも支えられて、今日東アジアに一定の位置を占めている同党の歴史をどう捉えたらよいのか。これは、今日の時点で中国近現代史をどう振り返るかという問題と置き換えてもよいほどの大問題であるが、そこへの接近を目指す基礎作業の1つとして、国民党史の時期区分について考えてみたい。

国民党研究は、同党が大陸で政権を掌握していた1920～40年代には一定の展開を見せた¹⁾が、1949年に共産党との内戦に敗れて台湾に撤退してからは、隆盛となった共産党研究の陰に隠れて、日本においても大陸においてもあまり顧みられなくなり、取り上げられるにしても、悪政の実行者としてか、あるいはブルジョア革命運動の限界を示す例として論じられることが多かった。

しかし、1971年の国連からの追放、72年のニクソン訪中以後、台湾統一問題がアジアの人々の関心を集めるようになり、60～70年代に台湾経済が急成長したことも、世界から注目されるところとなった。79年以降、大陸が「改革と開放」政策の下で台湾の平和的統一（いわゆる「第三次国共合作」）に積極的になり、台湾海峡の緊張が緩んで、親族訪問や経済交流が盛んになると、大陸では台湾及び国民党についての研究が盛んになり、国民党に対する歴史的評価も従来のほぼ全面的な否定から肯定すべき点は肯定するように変わった。

近年の大陸における国民党研究の発展ぶりは目覚ましいものがあり、特

に1988年以降、通史的な研究書が続々と出版されるようになった。それらはいずれも国民党史研究の新段階にふさわしい、意欲的な研究と言えるものである。ただ、主たる関心は、台湾問題の将来を見据えての国民党についての歴史的事実の紹介とその評価にあり、情報の提供量は多いが、一般にまとまりに欠け、また国民党政治の特質といった問題への関心は比較的希薄である²⁾。

特に、国民党史を全体的に考察する上で欠かせない時期区分については、百家争鳴的にさまざまな見解が示されているだけで、相互の批判もまだほとんど行なわれていない。時期区分論のこうした状態は、主要には国民党研究の蓄積の薄さによるとしても、国民党史を同党固有の革命論や政治理論に即して理解しようとする姿勢が十分ではないこと、また国民党側の国民党史研究を軽視していることによる面もあるように思われる。

小稿では、国民党史の時期区分について、国民党固有の政党行動の論理を重視し、また1920年代から近年に至る国民党側の国民党史研究と近年の大陸の国民党史研究の両方の成果を吸収しつつ、必要な批判、整理を行なって、大まかな試案を提示したい。時期区分の検討は、当然国民党の主義、活動原理などの検討を伴うものであり、これらの問題についても基礎的な検討を行なうことにする。

一 従来の時期区分論

これまでの国民党史の時期区分論は、戦前からの国民党サイドのものと近年の大陸のものに大きく二分される。

(一) 国民党サイドの時期区分論

1. 1920～40年代の通史研究

1920～40年代の国民党サイドの通史研究を代表するものとしては、『中国国民党史稿』（1929年10月）に始まる鄒魯の一連の著作がある。国民党の

歴史がまだ浅い段階の研究であるため、対象時期は、『中国国民党史稿』が1925年まで、『中国国民党史略』（1945年初版）は1943年まで、『中国国民党概史（修訂版）』（1953年、初版は1938年）は、補充的に改造運動に数頁を割いているものの、実質的には1938年までである。時期区分は、『中国国民党史稿』、『中国国民党概史（修訂版）』は、いずれも、①興中会、②中国同盟会、③国民党、④中華革命党、⑤中国国民党、の5段階区分に止まっているが、内容的には最も新しい『中国国民党史略』は、別表「国民党史研究の時期区分比較表」にあるように（文献3参照）、中国国民党結成以後の時期を5段階に区分している。

ところで、中国国民党結成以後の時期を区分するのは『中国国民党史略』が最初ではなく、その前年に出された中国国民党中央執行委員会党史史料編纂委員会『中国国民党党史概要再稿』がすでに1919年以後を4段階に区分している（文献2参照）。管見する限りでは、この『中国国民党党史概要再稿』が、単純な党名による区分を脱却し、革命の発展段階を区分の基準とした最初の研究と思われ、一全大会、北伐完了、満州事変を画期としたことは比較的穏当と言えよう。

2. 蔣介石の時期区分論

戦後の国民党サイドの時期区分論としてまず蔣介石の言論を取り上げる。

1946年元日、蔣介石は対日抗戦の勝利を踏まえて、国民党の国民革命の歴史を「目標」の変化に従って3つに区分した。それによれば、第1の時期は、1894年～辛亥革命で、目標は「満清の王朝体制を倒して主権在民の中華民国を樹立すること」であり、第2の時期は、1913年～28年の北伐完了で、目標は「軍閥割拠の局面を打開して国家の統一を実現すること」、第3の時期は、1931年～45年の抗戦勝利で、目標は「日本帝国主義の侵略を打ち破り、建国の障害を除去して独立・自由、三民主義の新中国の建設を完成させること」であった³⁾。この区分は、国民党の過去の功績を強調

することに主眼があり、非常に大まかなものであった。

しかし、国共内戦が始まり、共産党との闘争が国民党の最大の課題となると、この新しい事態に応じた区分が必要となった。国民党の敗北が明らかとなっていた1949年9月、蔣介石は重慶から党内に国民党の改造を呼びかけたが、その際それまでの革命運動を「革命の対象」と「革命の本質」に従って次のように3つの時期に区分した⁴⁾。この区分は、共産党との闘争を戦後の国民党の主要課題としていることに最大の特徴があり、非常に政治的なものではあるが、以後の台湾における国民党史の時期区分に一定の影響を及ぼした。

国民革命の3つの時期	革命の対象	革命の本質
第1期(1892～辛亥革命)	「満清」	民権革命(政治闘争)
第2期(辛亥革命～抗戦勝利)	軍閥および帝国主義 (1912～24)軍閥 (1924～45)帝国主義	民族革命(民族闘争)
第3期(抗戦勝利～)	「中共匪党」	社会闘争(民族・民権革命を兼ねる)

3. 1950年代の時期区分論

台湾撤退後間もない時期の通史研究を代表するのは張其昀の一連の著作、すなわち『党史概要：一名近六十年中国革命史』（1952年）、『中国国民党六十年奮闘史略』（1954年11月）、『中国国民党党史（簡編）』（1953年8月序、1955年10月5版）などである。

このうち『党史概要：一名近六十年中国革命史』は孫文の誕生から1944年のノルマンディー作戦までを対象時期としたものであるが、後2者は台湾撤退後までを対象としている。

『中国国民党六十年奮闘史略』は、50年代までの時期を、①「民国創出時期」（1894～1913）、②「護法時期」（1914～1923）、③「北伐抗戦時期」

(1924～1946), ④「反共中興時期」(1946以降)の4段階に区分し、「中国国民党党史(簡編)」は、別表のように(文献4参照)、ほぼ同じ時期を7つに区分している。「六十年奮闘史略」の「反共中興時期」、また「党史(簡編)」の「行憲と戡乱」(1945～1949)及び「中興建国」(1949以降)という区分は、蔣の3時期区分以来のものであるが、「党史(簡編)」が1949年の台湾移転を画期としているのは、国民党サイドの研究としてはおそらく最初のものとして注目されてよい。

4. 1980年代の研究

国民党サイドの近年の研究として、いわゆる通史書ではないが、次の2冊の党史に関する時期区分を検討しておきたい。

- ①中国国民党中央文化工作会主編『中国国民党与政治建設』, 正中書局, 1984年11月。
- ②程全生『革命民主政党全論』, 正中書局, 1987年11月。

①と②はどちらも国民党の立場からのいわばオフィシャルな時期区分である(別表の文献(6), (7)参照)。その共通する主要な特徴は、(1)孫文の革命理論や国民党の過去の政策、方針を決して批判しないこと、(2)第二次大戦後の中華民国憲法の制定、施行を革命運動の成果として高く評価することである。党の過去について十分批判的な目を持たず、最良の指導者によって最善の方策が採られてきたかのように党史を描いている点は問題なしとしない。

しかし、欠点ばかりではない。②の程全生『革命民主政党全論』の時期区分⁵⁾の1つの特徴は、「革命政党」から「革命民主政党」を経て「民主政党」(「普通政党」)に変わるという国民党独自の政党進化論に従った区分をしていることである。

すなわち、興中会結成から辛亥革命までは「革命政党」(武力を使う)で

あり、1912年の国民党成立から中華革命党結成までは「民主政党」（武力を使わない）、その後1948年の蒋介石の総統就任までは「革命政党」で、この間1919年の中国国民党結成から1926年の北伐決定までは、「革命政党の属性を普通（民主）政党へ向かわせる傾向があり」（同書、210頁）、また1947年の中華民国憲法公布以降は、「全く普通（民主）政党のやり方採って、民主政党が備えるべき基礎を早くに固めるにいたった」（同前、210頁）という。台湾で「民主政治」を行ないつつ、武力で大陸「光復」を目指す「革命民主政党」という規定の出現は、1950年7月の「中国国民党改造綱要」においてであるが、程の論旨に従えば、1948年の蒋介石の総統就任（訓政の終了）以後は「革命民主政党」ということになる。

こうした時期区分には、それが歴史的事実としてどこまで正確かという問題はあがるが、国民党の政党行動の論理に即した区分である点で、一定の有用性を持つと言えよう。

（二）近年の大陸の時期区分論

1. 近年の大陸の国民党史研究書

大陸で近年出版された主要な国民党の通史的研究書には以下のものがある。

- ①李友仁・郭伝璽主編『中国国民党簡史（1894—1949）』、檔案出版社、1988年12月。
- ②蕭效欽主編『中国国民党史』、安徽人民出版社、1989年6月。
- ③宋春主編『中国国民党史』、吉林文史出版社、1990年4月。
- ④苗建寅主編『中国国民党史（1894—1988）』、西安交通大学出版社、1990年5月。
- ⑤宋春・于文漢主編『中国国民党台湾四十年史』、吉林文史出版社、1990年11月。（③宋春主編『中国国民党史』の続編）
- ⑥張興定・陳岳軍・闕孔璧主編『国民党在大陸和台湾』、四川人民出

版社，1991年4月。

- ⑦黄嘉樹『国民党在台湾』，南海出版公司，1991年6月，内部発行。
(⑧彦奇・張同新主編『中国国民党史綱』の続編的性格を持つ)
- ⑧彦奇・張同新主編『中国国民党史綱』，黒龍江人民出版社，1991年8月。
- ⑨劉健清・王家典・徐梁伯主編『中国国民党史』，江蘇古籍出版社，1992年1月。
- ⑩郭伝璽主編，温淑華・李友仁副主編『中国国民党台湾四十年史綱』，中国文史出版社，1993年7月。(①李友仁・郭伝璽主編『中国国民党簡史(1894—1949)』の続編)

2. 国民党史の始まりと終わりの時期の問題

国民党史の始まりの時期については，台湾政権時期を対象とした⑤，⑦の2冊(別表の文献⑩及び⑫参照)を除いて，10冊すべてが1894年の興中会結成を始まりとしており，意見の分岐は見られない。

戦前の国民党サイドの研究には，国民党史の始まりを1885年⁶⁾とするもの，1895年とするもの⁷⁾などがあるが，戦後は台湾，大陸とも興中会成立の1894年とすることでほぼ一致している。

国民党史の終わりの時期については，国民党が存続している以上，今日までとするのが当然である。各通史研究を見ても，②以外の各書は，いずれも単独又は姉妹編との2冊1組みで，今日までの台湾政権時期を検討の対象に含めている。通史研究の発展の初期に出された②にしても，記述は1949年までであるが，どちらも国民党史は今日まで続いていると認識している。課題は，この100年の党史の内側をどう時期区分するかということになっている。

3. 国共合作史的時期区分。

大陸の研究に共通する特徴は，共産党との合作関係を重視した時期区分

を行なっていることである。たとえば、③、⑨（別表の文献(8)及び(14)参照）が1922年8月の「孫文の連共決意」を画期にしている点、①、③、④（文献(9)）、⑥（文献(11)）、⑧（文献(13)）、⑨が「国共合作の崩壊」を画期にしている点は、共産党との関係、特にいわゆる「第一次国共合作」を時期区分として重視していることを示している。

「第一次国共合作」は、労働運動、農民運動を軸に国民党の党勢を發展させ、北伐成功の大きな要因となったが、国民党にとっては、共産党との「合作」は、1924年の改組の一構成部分であり、改組と切り離して論じるのは適当ではない。また、改組における「国共合作」の意義は、国民党とソビエト・ロシアとの提携の問題の中で論じられるべきであろう。

4. 台湾政権時期の時期区分

「国民党史研究の時期区分比較表」に明らかなように、台湾政権時期については、各研究者間に時期区分についての共通認識がほとんど見られず、大陸時代と好対照をなしている。これは、主要には台湾政権時期の国民党についての研究が本格化してまだ日が浅く、相互批判が十分行なわれていないことによる。

個々の研究について見ると、④（文献(9)）は「台湾の国連からの追放」、
「中米国交の発表」といった、台湾の国際環境を重視した区分を行なっており、⑤（文献(10)）は七全大会、八全大会などの党大会と蒋介石、蔣経国の死去という指導者の交代を画期にしている。⑥（文献(11)）は経済發展を重視した時期区分を行なっており、⑦（文献(12)）は強権統治から民主化への移行に関心を寄せている。⑨（文献(14)）は、台湾政権時期についての記述は本全体の5分の1以下の分量であるが、国民党の政治革新を重視している点は⑦に近い。

(三) 日本の研究

日本では、国民党史の通史的研究自体が非常に遅れているが、時期区分

論としては、戦前については日中戦争期の波多野乾一『中国国民党通史』を、戦後については山田辰雄『中国国民党左派の研究』（慶応通信、1980年6月）を取り上げておきたい。

波多野の時期区分は、基本的には鄒魯『中国国民党史稿』と同じく党名の変更を画期としたものである。波多野の独自性は、(1)同盟会時期を党の公開化の前と後で区切ったことと、(2)前述したように、汪精衛派を国民党の正統派と捉えた点である（別表の文献1参照）。

山田は、戦後日本の国民党研究の草分け的存在であるが、その時期区分の特徴は、(1)中国国民党を中華革命党に始まるものと、狭義に規定したこと、(2)1924～27年の国共合作を重視したこと、(3)検討の対象時期を大陸政権期にほぼ限定しており、台湾移転後の国民党にあまり関心を払っていないこと、などである（別表の文献5参照）。

二 時期区分の試案

（一）区分の基準

国民党史を時期区分する基準としては、(1)主義（宗旨）・政治綱領、(2)政治課題、(3)政権の獲得・喪失、(4)統治体制、(5)組織・指導体制、などがまず考慮されなければならないであろう。

1. 主義（宗旨）・政治綱領

（1）国民党史の始まり

国民党史の始まりについては、ここでは、(1)孫文創始の革命運動としての一貫性、(2)主義（宗旨）として「三民主義」を同盟会以来ほぼ一貫して掲げていること、また興中会の成立当初においても、「韃虜を駆逐し、中国を回復して、合衆政府を創設する」（『檀香山興中会盟書』1894.11.24、『孫中山全集』第1巻、中華書局、1981年——以下、『孫全集』(1)、のように略す——、

20頁) という誓詞を通じて、すでに内容的に民族・民権の2つの主義を唱えていること、(3)興中会から同盟会、1912年の「国民党」を経て中華革命党にいたる幹部党员、組織のかんりの連続性、の3点から、興中会の成立をその始まりと考えたい。

(2) 三民主義

さて、三民主義は国民党のほぼ一貫した主張であるが、その政治綱領としての掲げ方と特に民族主義の内容は時期によって異なる。

興中会時期の宗旨は、前述したように民族・民権の2つの主義に止まっていたが、「中国同盟会総章」(1906. 5.16改訂版⁸⁾)は、「本会は韃虜を駆逐して、中華を回復し、民国を建設し、地権を平均することを宗旨とする」(『孫全集』(1), 284頁)と述べて、「地権の平均」を加えた。この宗旨は、さらに1906年12月には、「三大主義」(後の「三民主義」)として定式化された。

しかし、その同盟会も辛亥革命が成功すると、「三民主義」のうち民族主義、民権主義の2つの目標は達成されたとして、「中華民国を強固にし、民生主義を實行することを宗旨とする」(『中国同盟会総章』1912.3.3, 『孫全集』(2), 160頁)ように変わり、1912年8月、他党と連合して議会政党としての「国民党」となった。

「国民党」は、1913年夏のいわゆる「第二革命」に敗れて、組織的機能をほぼ失い、孫文はこれに代わって、1914年7月に中華革命党を結成したが、同党は袁世凱の「専制政治」を批判して、民権主義を党規約に復活させ、「本党は民権、民生の両主義を實行することを宗旨とする」(『中華革命党総章』1914.7.8, 『孫全集』(3), 97頁)と規定した。

1916年に袁政權が倒れると、中華革命党は「革命の名義」を失って(『中華革命党本部通告』1916. 7.25, 同前書, 333頁)、活動を実質的に停止した。1919年10月、中華革命党は「中国国民党」に改称・改組されるが、この時の政治綱領上の変化は、①「民族主義」が復活して、「共和を強固にし、三民主義を實行することを宗旨とする」(『中国国民党通告及規約』1919.10.10, 『孫全集』(5), 127頁)となったこと、②「民族主義」が同盟会時代の排滿で

はなく、外国人が「治外法権をもって中国人を抑圧する」のに「断固抵抗し」、「我が4億人の民族の地位を引き上げて、光り輝かせる」（「在上海中国国民党本部会議的演説」1920.11.4、同前書、394頁）ことになったことである⁹⁾。1924年の一全大会宣言には、「民族主義」にさらに国内の諸民族の平等という内容も正式に加えられた。

これ以後現在に至るまで、三民主義を掲げている点には変化がない。もちろん三民主義の解釈には変化なしとは言えない。たとえば蔣介石は1952年に、「いわゆる三民主義の本質とはいったい何か？ 簡単に言えば、倫理、民主及び科学である」と述べており（「三民主義の本質——倫理、民主、科学」1952.7.7、「蔣公全集」(2)、2225頁）、孫文時代と同じではない。しかし、こうした解釈は国民党や蔣を取り巻く状況の変化の反映であって、党としての主義が内容的に変化したとは言い切れず、ここでは立ち入らないことにする。

2. 政治課題

(1) 辛亥革命

国民党の課題は、辛亥革命の前と後で大きく異なる。すなわち、辛亥革命前の政治課題は、第1に清朝政府の打倒であり、第2に共和国の樹立であった。三民主義のうち、民族、民権の両主義は政治課題であり、民生主義はその政治課題が達成されて初めて取りかかることができ、その達成には一定の期間を必要とする経済課題である。辛亥革命の翌春に同盟会が民族、民権の両主義を下ろして民生主義のみを掲げたのは、この課題の変化に対応したものとと言える。

辛亥革命後の国民党の課題は、基本的には、共和体制を前提として、全国政権を獲得し、自党の目指す政治を実現することであった。民族主義は、この課題に沿って前述したような変容を遂げ、民権主義も、たとえば1920年11月の「中国国民党総章」にある「五権憲法」などの内容が加えられた。

(2) 議会主義と武力中心主義

ただ、全国政権の獲得を目指すその方法において、辛亥革命後の時期は2つに分けられる。すなわち、(1)議会主義の時期(1912年3月の同盟会の公開政変～1913年6月)と、(2)武力中心主義の時期(1913年7月の第二革命以降)である。(2)の時期においても、たとえば1916年8月～17年6月や1922年8月以降の一時節など、中華革命党あるいは中国国民党系の議員が北京の国会に参加した時期はあるが、第二革命前の国民党組織はすでに解体していて、これらの議員は少数派であり、孫文らが議会主義に政権獲得の期待をかけていたとは思えない。

(3) 対外関係と対外的課題

1928年に全国政権を獲得した後の国民党の政治課題は、政権党として、対内的には、政治綱領に掲げた国民党の目指す政治の実現であり、対外的には、不平等条約を廃棄して独立国としての国際的地位を回復することと、国家の領土、主権を守ることであった。この対外的な課題の面で、1931年の満州事変、1937～45年の日中戦争は重要な画期となる。

1949年以降の台湾政権時期においては、1971年の国連からの追放や1979年の米中国交樹立などによる国際的地位の変動が国民党の政治に大きな影響を及ぼしており、重視されなければならない。

3. 革命の三段階論

対内的政治課題に関わる政治綱領として、また国民党の統治体制の理論的基礎として、いわゆる「革命の三段階論」を検討しておきたい。

「革命の三段階論」とは、同盟会時代の1906年に「革命方略」の中で初めて提起され、1914年の「中華革命党総章」において定式化された「軍政」、「訓政」、「憲政」の各時期からなる革命の進行プログラムであり、その核心は、政権獲得後すぐに議会政治に移行せず、国民を政治的に訓練する「訓政」時期を設けて、その間国民党が一方独裁を行なうというものである¹⁰⁾。三段階論は、孫文という国民党の創立者の主張であり、その後指導者は何

度が交替した。しかし、国民党の政党としての特徴の1つは、後継者たちが創立者の作ったプログラム通りに革命を進めることを實際上義務としていたことであり、それは部分的には実行された。その意味で三段階論は時期区分の基準の1つになり得ると思われる。

この三段階論は同盟会時代に練り上げられたが、辛亥革命には適用されなかった。孫文は、「軍政時期」と「訓政時期」、特に「訓政時期」を設けなかったことが辛亥革命失敗の政策的原因であるとして(前掲「中国革命史」, 66~68頁, 及び「制定『建国大綱』宣言」1924. 9.24, 『孫全集』(11), 103頁), 次のやりなおしの革命においては「軍政時期」, 「訓政時期」を必ず設けるべく, 「中華革命党総章」や1920年11月の「中国国民党総章」にこのプログラムを明記した。

(1) 軍政時期

では、このプログラムはいつ実行に移されたのか。中華革命党は、1915~16年の護国戦争を頂点とする反袁闘争の主導権を取れないままに活動を停止してしまい、孫文らは1917年から「護法」運動を開始したが、これは「旧国会」体制を回復しようというもので、革命ではなかった。そして「護法」運動は、1922年8月の旧国会回復によって破産してしまった。

1919年の中華革命党から中国国民党への改称・改組は、ある程度大衆に開かれた政党を目指したものであった。そのことは、たとえば入党・離党に関して、「中華革命党総章」は、「凡そ中国の同胞はみな本党に入る権利と義務を有」し(第6条), 「凡そ本党に入る者は自己の身命, 自由, 権利を犠牲にして革命の成功を図ることを義務とし, 宣誓して永久に遵守しなければならない」(第7条)上に, 「凡そ黨員に党に背く行為があれば, 本人を処罰するだけでなく, 紹介者も過失の責めを負わなければならない」(第10条)と厳しく規定していたのが, 1919年10月10日の「中国国民党規約」においては, 「凡そ中華民國の成年男女で本党と宗旨が一致するものは, 黨員2人が紹介し, また志願書を本党に提出して, 本党が証明書を交付して, 本党黨員となることができ」(第2条), 「離党したい時」は「理由書

を提出」して「黨員証明書を返却」すればよく（第8条）、「党規約に違反」しても「除名」されるだけとなった（第9条）ことに表れている（前掲「中華革命党総章」，97～98頁，及び前掲「中国国民党通告及規約」，127～128頁¹¹⁾。

しかし「軍政時期」を開始するには、党の一定の大衆性獲得だけではなく、その大衆に支えられた軍事力及び全国政権獲得への党としての決心と体制作りが必要であり、これらの条件が備わったのは1924年1月の一全大会以降のことであった。

一全大会は、①ソ連の援助を受け、ソ連を模範として、「党が国を作り出す」（「關於組織国民政府案之説明」1924. 1.20, 『孫全集』(9), 104頁）という基本方針を打ち出し、②国際的に承認される「政治的地位」を得るために「国民政府を組織する」（同前, 102頁）ことを当面の課題とした点で、国民党の再出発としての意義を持つものであった。

この時孫文は、「現在の政府は革命政府であり、軍事的時期の政府である」と述べた（同前, 102頁）が、これは彼が当時「軍政時期」がすでに始まっているか、あるいは近く始まると考えていたことを窺わせるものである。

一全大会直前の1924年1月4日に開かれた「大本营軍政會議」でも、60余人の軍政要人が「一致して速やかな出兵を主張」しており（「在大本营軍政會議的發言」，『孫全集』(9), 11頁）、「北伐」は当時既定の方針となっていたと見られる。一全大会後の1924年6月に黄埔軍官学校を設立したことを含めて、本格的軍事行動の準備も進められていた。

「軍政時期」の始まりを全般的な軍事行動の開始として考えるならば、1926年7月の北伐開始からとなり、宣言としては1924年9月18日の「中国国民党北伐宣言」がある。ところで蒋介石は、1928年8月の国民党二期五中全会において、「民国13年1月1日から17年8月8日の今日までで、総理が我々に与えた軍事時期がようやく一段落を告げた」と述べており（蒋介石「開會詞」，榮孟源主編『中国国民党歴次代表大会及中央全会資料』（上冊），光明日報出版社，1985年——以下、『大会全会資料』（上冊）のように略す——，532頁），蔣らが「軍政時期」の始まりを一全大会の時期からと考え

ていたことがわかる。

孫文が一全大会をやりなおしの革命の三段階の始まり、すなわち「軍政時期」の始まりと考えていたとは断定できないが、ともかく一全大会から1926年7月の北伐開始までに「軍政時期」は始まったのであり、「軍政時期」開始の党体制上の出発点は一全大会であったと言えよう¹²⁾。

(2) 訓政時期

「訓政時期」の始まりについては、いくつかの考え方がある¹³⁾が、北伐の成功を「軍政時期」の終了と見做し、そこから「訓政時期」が実際に始まるという考えに立って、1928年6月8日の北伐軍の北京入城を受けて、同12日に国民政府が「今や実に軍政を終了させ、訓政を開始する時である」と宣言した(「国府対内宣言」『申報』1928. 6.13)ことを画期としておきたい。

(3) 憲政時期

「憲政時期」の始まりかたについては、「中華革命党総章」は「憲法公布の日が革命成功の時である」(第4条)と述べて(前掲「中華革命党総章」, 97頁)、憲法公布以後が「憲政時期」という考えを示しているが、1924年1月に孫文が革命の三段階論の最終プランとしてまとめた「国民政府建国大綱」は、「憲法公布の日が憲政実現の時であり」、憲法に基づいた総選挙実施の3ヵ月後に国民政府は「民選の政府に政権を譲り」、そこで「建国の任務が達成される」と規定して、「憲政実現」と「建国達成」を分ける考えを示している。

国民党には憲法の公布を重視する考え方があり、1920年11月9日の「中国国民党総章」や一全大会で採択された「中国国民党総章」は、いずれも「五権憲法の制定」を党の目的として規定している(「中国国民党総章」, 『孫全集』(5), 401頁, 及び「中国国民党総章」1924. 1.28, 『孫全集』(9), 152頁)。憲法の公布が「憲政の実現」であるというのは、この考え方に沿ったものと言える。

ただ、孫文は1923年1月に「憲法が制定され、総統、議員が選出されたら、革命政府は政権を民選の総統に返還しなければならず、訓政時期はそ

ここで終わる」と明確に述べており（「中国革命史」1923. 1. 29, 「孫全集」(7), 63頁), ここでは民選総統の政権掌握, つまり「国民政府建国大綱」が言う建国の達成を, 「訓政時期」の終了すなわち「憲政時期」の始まりとしておきたい。このように考えれば, 1948年5月の蒋介石の中華民国総統就任がその区切りとなる。

1948年5月から1949年12月の国民党の台湾撤退までの「憲政」の内実について言えば, 決して民主的な政党政治の実現ではなく, 国民党支配地区における実質的な「訓政」の継続であった。

4. 政権の獲得・喪失

政党にとって, 政権の獲得, 喪失は重大な問題であり, 党史上の重要な画期となる。国民党の全国政権の獲得は, 厳密には東三省の国民政府への服属が決まった1928年12月の「東三省易幟」によって実現したと言えるが, 同年6月の北京占領, すなわち北京政府の消滅を実質的な全国政権の獲得と見做してよいと思われる。

全国政権の喪失は, 最終的には, 1949年12月の国民党中央の台北移転によって確定したものとす。それ以後今日までは, 地方政権としての台湾政権時期ということになる。

5. 「革命民主政党」論

台湾政権時期の統治体制の理論的根拠として重要と思われるのが「革命民主政党」論である。

(1) 「革命民主政党」規定の出現

孫文の革命の3段階論は, 「建国達成」すなわち「憲政時期」開始までで終わっており, その後国民党がどうすればよいのかについては何も定めていない。これは孫文が, 国民党が普通の政党として議会政治に参加することを想定していた¹⁴⁾からである。

しかし, 現実の政治は孫文の構想通りには運ばなかった。国民党は独裁

的政権党の地位を利用して国民大会開催を強行し、憲法を制定・公布し、さらに蒋介石を「民選総統」に選んで形式的には「憲政」を実現したが、それらはすべて国共内戦の最中のことであり、結局軍事的な敗北により、「憲政」実現後1年半で大陸における政権を失い、台湾に撤退することとなった。

1950年7月、国民党は「中国国民党改造綱要」を制定して、蒋介石に忠実な強固な党組織の構築を目指すことになったが、同「綱要」の第1条は、国民党を「革命民主政党」と規定するものであった¹⁵⁾。この定義について、蒋介石は1952年10月の七全大会において、「(1)国民革命はすでに憲政時期に入っており、本党は民主政党として憲政の支柱となっている。(2)中華民国はロシア帝国主義及びその傀儡の朱毛の侵略の下にあり、大陸の失地が回復されるまでは、本党は伝統の革命の精神と革命の立場をもって、国民革命の第3期¹⁶⁾の反共抗露の使命を担わなければならない」の2点に分けて説明している（『党的行動指導原則』1952.10.19、『蔣公全集』(2)、2256頁）が、それは具体的には、「台湾を三民主義の『主権在民』の模範省」（『対第七次全同代表大会政治報告』1952.10.13、同前書、2253頁）としつつ、大陸の政権を軍事力で奪回するという2つの任務を持つ政党であるということであった。

蒋介石らの「革命民主政党」規定は、「憲政」を実現し、孫文に課された革命政党としての任務を達成した後に、大陸において政権を奪われ、憲法も廃止されるという予想外の事態の中で、国民党の任務と党の性格を新たに考える必要に迫られて打ち出されたものであった。「憲政時期」において「革命政党」の性格を保持するということは、当然ながらいわゆる孫文の「遺教」には全く書かれておらず、その意味で「革命民主政党」規定の出現は、国民党が理論面で孫文を離れて新時代に入ったことを示すものであった。

(2) 「革命民主政党」時期

「革命民主政党」規定の出現は1950年であるが、上記の検討から、「革命民主政党」時期の開始は、国民党が大陸における政権を失って台湾に撤退

した1949年12月からと見做すことができる。

さて、「革命民主政党政」規定は、台湾地域では「民主政治」を行なうことを唱っていたが、国民党は大陸政権時代と同様に独裁的統治を継続した。従って、政治の実態は依然訓政の継続と言うべきものであった。

訓政の実質的継続をもたらしたものは、1つには国民党の政権への執着であり、1つには共産党との軍事的対立であった。特に後者は、「民主政治」が実際には行なわれないことの現実的根拠となった。長期の一党独裁を可能にした法的条件としては、総統に緊急命令や戒嚴の権限を与えた憲法の「動員戡乱時期臨時條款」(1948年4月18日制定)、台湾での「戒嚴令」施行(1949年5月20日)などがある。「民主政治」を標榜しつつ、実質的には「訓政」を行ない得たのは、こうした政治的法的条件があったからであった。

(3) 「民主政党政」規定の出現

しかし1970～80年代における台湾の国際的地位の変化、台湾海峡の緊張緩和、台湾民主運動の発展などにより、実質的「訓政」としての「革命民主政党政」時期は終わりを告げるにいたった。その画期となったのは1987年7月の「戒嚴令」解除である。「戒嚴令」の解除によって政党の結成が可能となり、集会・デモが合法化され、新聞の新規発行や、大陸の書籍の輸入も認められるようになった。さらに1991年4月には「動員W乱時期臨時條款」が廃止され、同年12月に国民大会代表の全面改選、92年12月に立法院委員の全面改選がそれぞれ行なわれて、急速に民主化が進んだ。

こうした変化は、台湾という限られた地域内ではあるが、孫文が構想した「憲政」が実現しつつあると評価できるものである。

1993年8月の国民党十四全大会が国民党を「民主政党政」と規定したことは、民主化のこのような意義についての国民党としての自覚の表明と言える。同大会の直前に国民党の非主流派が離党して「新党」を結成したことも、「憲政」への接近に伴って国民党が普通の政党になりつつあることを象徴するものと言える。

ただ、「憲政」が実現しつつあると言っても、一般的な民主化の実現ま

ではまだ距離がある。たとえば、1946年制定の現行憲法は、同憲法が「孫中山先生の中華民国樹立の遺教に基づいて」制定されたと述べ（前文）、「中華民国は三民主義に基づ」く（第1条）と規定している（陳銜夫編『中国憲法類編』、中国社会科学出版社、1980年、425頁）など、国民党の統治を前提とするような原則を示している。三民主義に基づかない政党による統治を排除するような憲法規定は改められるべきと思われる。現行憲法については、大陸政権時代のもので、多くの条文が台湾という省レベルの領域に適合していないという問題もある。

この他、国民党が経済力やマスメディアの掌握の面で圧倒的優位に立っていることも、健全な政党政治の阻害要因となっている。さらに、民主化の一層の進展のためには、台湾海峡の緊張の完全な消滅その他の外的環境の変化も必要であろう。

6. その他の区分基準

(1) 組織・指導体制

組織・指導体制は、「中国同盟会」、「国民党」、「中華革命党」の各組織の結成及び中華革命党の「中国国民党」への改称・改組の際に、いずれも改編されている。これ以外にも組織体制の変更はしばしば行なわれているが、一全大会時にソ連のボルシェビキ党に倣って全面的な組織改編を行なったこと、1938年の臨時大会において強い権限を持つ総裁職を設けたこと、さらに台湾移転後の1950～52年の改造運動、及び1972年の十期三中全会における「党務革新」としての組織改編などは、比較的重要と思われる¹⁷⁾。

組織・指導体制に関しては、党内の権力闘争や分派活動、派閥間の軍事抗争も軽視できない。特に政権獲得後間もない1928～31年の軍事衝突を伴う派閥抗争は、「中国国民党史は実に一つの派閥闘争史である¹⁸⁾」と言われる中でも最大のものであり、国民党史に一時期を画するものと言えよう。

孫文、蔣介石、蔣経国などの最高指導者の死去は、当然党史上において一定の意味を持つ。ただ、組織体である党に対して、これらの指導者の死

去がいずれもただちに大きな影響を及ぼしたとは言い切れず、指導者の死去とそれによる交代を時期区分の基準とすることについては慎重でなければならない。

(2) 国共両党の関係

中国共産党との関係を抜きにして国民党史を考えることはできない。国共両党の関係については、近年の大陸の研究は、一般に2度の国共合作を高く評価する傾向にある。たしかに国共合作は、北伐の成功や抗日戦争の遂行に大きな役割を果たしたが、両党関係には合作関係だけではなく、敵対関係もあった。1920年代初頭以来の両党の関係を振り返れば、むしろ対立している期間の方が遥かに長い。特に1946年6月に始まった国共内戦は、国民党を全中国の政権党から台湾という一地方の政権党に追い落とす結果となった。両党の対立関係はその後今日にいたるまで継続し、国民党の台湾における統治に大きな影を落としている。

このように考えるならば、両党関係については、合作関係だけではなく、国共内戦や1950～70年代の台湾海峡の緊張などの対立関係も考慮しなければならないことになる。

(二) 時期区分試案

上述の検討に基づいて、以下のような時期区分試案を提示したい。

1. 革命組織の創設と反清革命運動 (1894.11～1912.2)

興中会の結成から、辛亥革命による中華民国成立までの時期。

(1) 興中会の結成 (1894.11～1905.7)

1894年11月のハワイにおける興中会の結成と初期の革命運動の時期。

(2) 同盟会の革命運動と辛亥革命 (1905.8～1912.2)

1905年8月の革命諸組織の連合体としての同盟会成立から1911年の辛亥革命の成功と翌12年の中華民国成立までの時期。この時期に至って組織としての三民主義が確立した。

2. 同盟会の公開化と国民党の議会主義の挫折 (1912.3～1914.6)

共和体制の成立により同盟会は公開政党となり、さらに「国民党」が結成されて政党政治を目指すのが、袁世凱政権と対立して第二革命を起し、敗北する。

(1) 同盟会の公開政党化と国民党の結成 (1912.3～1913.6)

1912年3月に同盟会は正式に公開政党となり、同年8月に議会主義政党として「国民党」が成立する。その中心的指導者宋教仁は13年3月に暗殺される。

(2) 第二革命の失敗と国民党の解体 (1913.7～1914.6)

1913年7月、「国民党」は袁世凱政権に対して反乱を起こす（「第二革命」）が、敗れ、同年11月には国民党解散令も出されて、解体していく。

3. 中華革命党の結成とその中国国民党への改称・改組 (1914.7～1923.12)

反袁運動の組織として中華革命党が結成されるが、袁世凱の死後、活動休止状態となり、1919年に至って中国国民党に改称・改組される。

(1) 中華革命党と反袁運動 (1914.7～1916.6)

1914年7月に中華革命党が正式成立し、袁世凱政権の打倒を目指して武装闘争や帝制反対運動を行なう時期。16年6月の袁世凱急死後、同党は活動を休止する。

(2) 国会回復と護法運動 (1916.6～1919.9)

1916年8月に回復された国会が17年6月に解散され、孫文は同年9月に広州護法政府の大元帥となって護法運動を進めるが、翌春失脚し、上海に引きこもる。

(3) 中華革命党の中国国民党への改称・改組 (1919.10～1923.12)

1919年5月に南北和議が頓挫して護法運動が行き詰まると、孫文らは中華革命党の再建に取りかかり、同年10月に中国国

民党と改称・改組する。

4. 一全大会と北伐 (1924.1~1928.6)

ソ連のボルシェビキ党に倣って改組を実行し、革命運動を再出
発させる時期。孫文の死後、北伐を成功させ、全国を統一する。

(1) 一全大会と孫文の死 (1924.1~1925.6)

1924年1月、一全大会において国共合作を含む改組を行なう
が、25年3月に孫文は病死する。

(2) 広州国民政府の成立と北伐 (1925.7~1928.6)

1925年7月、広州国民政府が成立し、26年7月に北伐が始ま
り、27年4月、蔣介石は南京国民政府を建て、蔣の主導下に
1928年6月、北伐軍は北京を制圧する。

5. 全国統一と党内の権力抗争 (1928.6~1931.9)

訓政を開始するが、党と政府の指導権をめぐる派閥抗争が激
化する時期。

(1) 訓政の開始と編遣会議 (1928.6~1929.3)

1928年6月の全国統一により訓政が始まり、同年10月に「訓
政綱領」も制定されるが、29年1月の編遣会議を機に蔣派と
反蔣各派の矛盾が激化する。

(2) 軍事抗争と蔣介石の権力強化 (1929.3~1931.9)

蔣介石は、1929年3~6月の蔣桂戦争、同年10~11月の蔣馮
戦争、30年5~10月の中原大戦などの軍事抗争にすべて勝つ
が、党内対立は継続する時期。

6. 満州事変と抗日戦争 (1931.9~1945.8)

満州事変から抗日戦争に至る対外的危機の時期¹⁹⁾。

(1) 満州事変と「安内攘外」政策 (1931.9~1937.6)

1931年9月に満州事変が起きると、党内の統一が図られ、32
年1月、蔣・汪合作政権が成立する。しかし「安内攘外」政
策や訓政の継続に批判が集まる。

(2) 抗日戦争 (1937.7~1945.8)

1937年7月に抗日戦争が始まると、国共合作を実施し、38年7月には訓政を緩和する形で国民参政会を成立させた。40年3月、汪精衛派の南京国民政府が成立する。

7. 戦後内戦と政権の喪失 (1945.8~1949.12)

国共内戦に敗れて全国政権を失う時期。

(1) 国共交渉と政治協商会議 (1945.8~1946.6)

1945年8~10月の国共交渉の合意により、46年1月に政治協商会議が開催され、国民政府の改組や憲法の制定が決まるが、国民党は一党支配に固執する。

(2) 国共内戦と「憲政」の実施 (1946.6~1949.12)

1946年6月、共産党との内戦が始まり、同年12月に憲法を制定し、48年5月に蔣を大総統として「憲政」に移行したが、内戦に敗れ、台湾に撤退する。

8. 台湾における強権的統治 (1949.12~1971.10)

台湾において強権的統治を行ない、一党支配を継続する時期。

(1) 台湾移転と改造運動 (1949.12~1952.10)

1949年12月に台湾に移転すると、蔣介石は50年7月から党の「改造」に取りかかり、52年10月の七全大会までに、蔣派の支配体制を固めた。

(2) 台湾経済の復興と台湾海峡の危機 (1952.10~1958.10)

1953年1月から本格化した土地改革は成功し、第1次経済4ヵ年計画が始まる。58年10月、「台・米共同コミュニケ」で大陸への武力反攻断念を表明。

(3) 経済発展下の強権政治 (1958.10~1971.10)

1959年1月以降、党外からの民主化要求が強まるが、弾圧で対抗する。経済は64年頃より高度成長に転じる。

9. 政治の民主化への転換 (1971.10~1994)

国連から追放されて党の威信が揺らぎ、強権的統治が不可能となり、政治の民主化、「本土化」に転換していく時期。

(1) 国際的孤立と政治改革 (1971.10~1978.12)

1971年10月の国連からの追放、72年2月のニクソン訪中によって党の威信は揺らぎ、同年6月に蔣経国が行政院長に就任すると、政治の民主化、「本土化」を進める。

(2) 米中国交樹立と一党独裁の動揺 (1978.12~1987.7)

1978年12月に発表され、79年1月に行なわれた米中国交樹立とそれに伴う台・米断交は、党外民主運動の昂揚とあいまって一党支配体制に打撃を与え、国民党は86年秋、民主進歩党の結成を承認する。

(3) 戒嚴令の解除と「民主政党」化 (1987.7~1994)

1987年7月、戒嚴令を38年ぶりに解除し、「民主憲政」への移行が始まる。多党制が実現し、93年8月の十四全大会は国民党を「民主政党」と規定した。

おわりに

以上、大まかながら従来の時期区分論の検討と時期区分試案の提示を行った。国民党史研究は、近年盛んになってきたが、まだまだ立ち後れた状態にある。研究の今後の一層の発展のためには、歴史事実の発掘やその評価はもちろんであるが、国民党の全体像を見据えた研究者間の相互討論も必要であろう。小稿がその1つの素材となることを願うものである。

註

- 1) 戦前の中国における国民党の通史的研究は、国民党が政権を取った1920年代後半に集中している。これらの多くは国民党関係者によって書かれており、宣伝文書的性格を持つが、国民党固有の主義や論理に基づいた研究という点で検討に値する。20~50年代初頭の研究の主なもの以下の通り。

- ①汪兆銘「中国国民党史概論」(上篇), 光明書局, 1927年4月(第3版)。
- ②陳味涼「中国国民党之沿革与組織」, 世界書局, 1927年5月。
- ③甘乃光・戴季陶「政治訓育叢書」(第1集), 真美書社, 1927年1月序。
- ④甘乃光編著「中国国民党史及概論」, 北新書局, 1927年8月。(甘乃光編著「中国国民党的党史」, 中央指導委員会, 1928年10月, として改題出版。)
- ⑤華林一著・蔡元培校閱「中国国民党史」, 上海商務印書館, 1928年6月。
- ⑥李宗黄「中国国民党党史」, 上海民智書局, 1928年8月。
- ⑦顧施連編「中国国民党史の歴史」, 大東書局, 1928年9月(第3版)。
- ⑧陳希豪「過去三十五年中之中国国民党」, 上海商務印書館, 1929年1月。
- ⑨夏含華編「中国国民党之史的發展」, 泰東圖書局, 1929年10月。
- ⑩李天民編著「中国国民党党史」, 北平警備司令部政治訓練部, 出版年不明(1926年執筆)。
- ⑪鄒魯「中国国民党史稿」, 上海民智書局, 1929年10月, 2冊。
- ⑫鄒魯「中国国民党史稿(上海増訂版)」, 上海商務印書館, 1947年4月(1938年7月香港第1版, 1944年8月重慶増訂版), 4冊。(『鄒魯全集』第3～6巻, 三民書局, 1976年10月, 所収)
- ⑬鄒魯「中国国民党史略」, 台湾商務印書館, 1951年6月(1945年3月重慶初版, 同10月上海初版)。(1945年版は, 前掲『鄒魯全集』第7巻, 所収)
- ⑭鄒魯編著「中国国民党概史(修訂版)」, 正中書局, 1953年11月。(前掲『鄒魯全集』第7巻, 所収)
- ⑮浙江財務人員養成所編「中国国民党党史」, 1931年6月。
- ⑯中国国民党中央執行委員会党史史料編纂委員会「中国国民党党史概要再稿」, 国民図書出版社(重慶), 1944年5月。

日本の戦前の国民党史研究としては、

⑰山内喜代美「中国国民党史」, 巖松堂, 1941年9月。

⑱波多野乾一「中国国民党通史」, 大東出版社, 1943年8月。

などがある。⑰, ⑱はいずれも親日, 反共の汪精衛派こそ正統国民党であるという観点で書かれている。

- 2) 劉健清・王家典・徐梁伯主編「中国国民党史」, 江蘇古籍出版社, 1992年1月, は国民党政治の特質に留意した数少ない研究の一つである。
- 3) 「三十五年元旦告全国軍民同胞書」1946.1.1, 『先總統蔣公全集』第3冊, 中国文化大学出版社, 1984年(以下, 『蔣公全集』(3)のように略す), 3276頁。
- 4) 「為本党改造告全党同志書」1949.9.27, 『蔣公全集』(3), 3310～3311頁。第1期の「1892年」は原文の「壬辰」を直したものである。1892年は孫文が香港の西醫書院を卒業した年であるが, この年を画期とした意味は不明である。また, 「革命の本質」が, 第1, 第2の時期では「～革命」で, 第3の時期では「～闘争」となっているのはやや整合性を欠くが, 原文の記述に従った。
- 5) 本書は, いわゆる「革命民主政党史」論の正しさを理論的歴史的に立証することを意図した本で, その第4章「革命民主政党史の進化及びその奮闘の歴史」において1948年の蔣介石の総統就任までの党史を叙述しており, そこでの時

期区分を程の時期区分論とした。1949年以後の時期区分については、十二全大会までの記述はあるものの、区分の確定ができないので、別表では小区分を示す「●」を使った。

- 6) 前掲汪兆銘『中国国民党史概論』（上篇）（1925年に執筆したと推定される）は、孫文の「中国革命史」の冒頭に「私は1885年（原文：乙酉）の清仏戦争終結後、初めて革命を志し」とあり、また「国事遺囑」の冒頭に「私は国民党に凡そ40年力を注いできた」とある（それぞれ『孫全集』（7）、59頁及び『孫全集』（11）、639頁）のを根拠として、1885年を国民党史の始まりとしている。
- 7) 前掲夏含華編『中国国民党之史的発展』は、革命の第1時期（1895年の広州起義～辛亥革命の成功、満州政府の打倒が目的）、革命の第2時期（第二革命～孫文の北上、売国政府の打倒が目的）、革命の第3時期（孫文死去～現在〔本書の出版は1929年——引用者〕、孫文の「信徒」達による売国政府の打倒と一切の帝国主義への反抗を目的とする時期）、という3期区分を行なっている。
- 8) 「中国同盟会総章」の最初の制定は、同盟会結成当日の1905年8月20日であるが、この宗旨に関しては、同盟会成立直前の「盟書」（『中国同盟会盟書及聯繫暗号』1905. 7.30、『孫全集』（1）、276～277頁）と同文なので、「総章」改訂による変更はないと思われる。
- 9) すでに1912年の「中国同盟会総章」第3条に、政治綱領として「国際的平等の実現に努める」というナショナリズムの主張が掲げられている（前掲『中国同盟会総章』、160頁）が、1914年の「中華革命党総章」にはこのような主張は掲げられていない。
- 10) 拙稿「孫文における大衆と革命党」『駒沢大学外国語部論集』34号、1991年9月、参照。
「軍政時期」から「訓政時期」への移行については、「中華革命党総章」では、「積極的な武力によって一切の障害を除去し、民国の基礎を固め」と「軍政時期」が終わると規定しており（前掲『中華革命党総章』、97頁）、他の孫文の著作もほぼ同趣旨である。1924年の「国民政府建国大綱」は、「凡そ一省が完全に鎮定された日が訓政開始の時であり、軍政停止の日である」と述べている（『国民政府建国大綱』1924. 1.23、『孫全集』（9）、127頁）が、これは省単位で訓政に取りかかることを定めたもので、全国的な訓政への移行を示すものではないと解釈される。
- 11) 1920年11月9日修正の「中国国民党総章」は、入党規定が「中華革命党総章」同様の厳しいものに戻っており、同月19日の「中国国民党規約」は1919年10月の「中国国民党規約」とほぼ同様ながら、「本党に誓約書を提出する」（第3条）や「自分から離党することはできない」（第7条）といったやや厳しい規定が加えられている。1924年1月28日の「中国国民党総章」では、離党に関する規定そのものがなくなり、「誓約書を提出する」もなくなっており、この時期入党規定に揺れがあったことを窺わせる（『中国国民党総章』、『孫全集』（5）、401～402頁、「中国国民党規約」同412～413頁、及び『中国国民党総章』、『孫全集』（9）、152～161頁）。
- 12) 1929年3月の三全大会の決議には、「過去17年間、我が党は軍政時期を経る

中で建国の重責を担ってきた」という一節がある（「対於政治報告之決議案」1929. 3. 27, 『大会全会資料』（上冊）, 636頁）。これは中華民国成立時から「軍政時期」であるという考え方であるが、党史の実態に合致しているとは言いがたい。

- 13) 陳瑞雲は、蔣介石が1928年8月の二期五中全会における開会の挨拶において、「今日から」「訓政時期の仕事に取りかかる」と宣言した（前掲「開会詞」, 『大会全会資料』（上冊）, 532頁）ことを根拠にして、二期五中全会を訓政の始まりとしており（『現代中国政府』, 吉林文史出版社, 1988年12月, 190頁）, 程全生は、1928年10月3日の中央常務委員会による「訓政綱領」の制定・公布をもって、訓政時期の始まりとしている（前掲『革命民主政党史論』, 350頁）。また「訓政綱領」を追認した1929年3月の三中全会の決議は、「これから我が党は訓政時期に入る」と述べており（前掲「対於政治報告之決議案」, 636頁）, 同年6月の三期二中全会は、「訓政時期を6年と規定し、民国24年に完了する」と決議して（「訓政時期之規定案」1929. 6. 15, 『大会全会資料』（上冊）, 759頁）, 訓政時期が1929年から始まるという考えを示した。
- 14) 孫文は、当然国民党が国民の支持を得て政権党となることを望んでいたと思われる。前掲拙稿「孫文における大衆と革命党」, 56頁, 参照。
- 15) 「中国国民党改造綱要」（修正案）, 許福明「中国国民党的改造（1950—1952）——兼論其對中華民國政治發展的影響」, 正中書局, 1986年10月, 203頁。
- 16) 国民革命の第1期は北伐を、第2期は抗日戦争を指す。
- 17) 組織・指導体制の改編については、程全生前掲書、及び「国民党中央機構及其演變概況（1919年～1949年）」, 「台湾国民党党務系統組織機構及其演變概況」, とともに馬育彬・張同新・李家泉等編「中国国民党歴史事件・人物・資料輯録」, 解放軍出版社, 1988年10月, 所収, を参照されたい。
- 18) 郭緒印主編『国民党派系鬭争史』, 上海人民出版社, 1992年9月, 「序」1頁。
- 19) 満州事変から抗日戦争終結後に至る時期の訓政については、拙稿「国民党『訓政』と抗日戦争」, 中央大学人文科学研究所編『日中戦争——日本・中国・アメリカ』, 中央大学出版部, 1993年3月, を参照されたい。